

障害福祉サービス事業者等 指定申請の手引き

広島県健康福祉局障害者支援課
令和4年3月改訂版

- ・制度改正や運用の変更等により、内容の一部を修正する場合があります。
- ・本手引きは広島県（西部厚生環境事務所を含む）が事務権限を有する事業者等の指定に関するもので、事務権限を移譲している市町においては、運用が異なる場合があります。

目 次

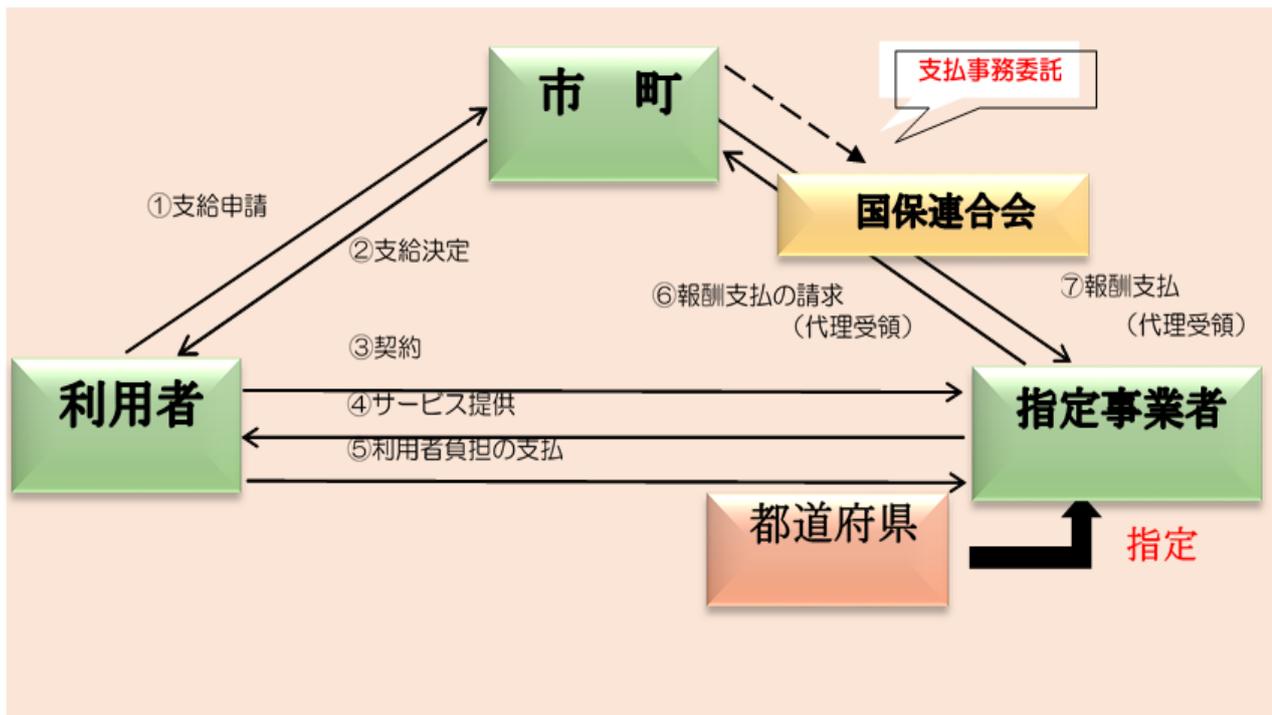
第 1	障害福祉サービス事業の利用の仕組み	1
第 2	事業者指定等の担当窓口	2
第 3	指定に係る手続きの概要	
1	指定の要件	5
2	指定基準について	6
3	新規指定申請	7
4	既存の事業所に新たなサービスを追加する場合	7
5	変更の届出等	8
6	指定の更新	8
7	指定の取消し等	8
8	公示	8
第 4	新規指定の流れ	
1	新規指定の流れ（就労継続支援 A 型事業所以外）	9
2	新規指定の流れ（就労継続支援 A 型事業所）	11
3	注意事項	13
第 5	指定後の手続き	15
第 6	非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施について	15
第 7	指定の変更・廃止・休止，指定更新について	
1	変更事項と提出時期一覧	17
2	加算に関する変更の注意点	18
3	合併・事業譲渡等の場合の注意点	18
4	指定更新について	18
5	指定の取消しについて	19
第 8	Q & A 及び問い合わせ先	
1	障害福祉サービス事業等に係る Q & A	19
2	問合せ先	19

第1 障害福祉サービス事業の利用の仕組み

障害福祉サービス事業を提供する事業者は、都道府県知事（又は事務権限を移譲している市町）の指定を受ける必要があります。本手引きは、障害福祉サービス事業の指定を受けるために必要な要件や手続きを説明したものです。

○法定代理受領方式について

障害福祉サービスを利用する障害者は、居住地の市町からサービス利用をするための費用として、介護給付費又は訓練等給付費等が支給されます（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という）第29条第1項）。ただし、同法29条第5項の規定により、実際の費用は、サービスを提供する事業者による法定代理受領方式をとりますので、市町から事業者を支払われることになります。



第2 事業者等指定等の担当窓口

※ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成11年12月21日条例第34号）により、広島県は関係市町に対して事業者の指定・指導に係る権限を移譲しています。

**居宅系サービス：居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護，短期入所，
重度障害者等包括支援，共同生活援助**

担当課		所在地 電話番号	所管区域
県	西部厚生環境事務所 厚生課	広島県電子申請システムで受け付けています。 〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目 2-68 0829-32-1181（代表）	海田町，熊野町 坂町，安芸太田町
広島市	障害自立支援課	〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6-34 082-504-2841	広島市
呉市	福祉保健課 指導監査室	〒737-8501 呉市中央四丁目 1-6 0823-25-3132	呉市
竹原市	健康福祉課	〒725-8666 竹原市中央五丁目 1-35 0846-22-2946	竹原市
三原市	社会福祉課	〒723-8601 三原市港町三丁目 5-1 0848-67-6060	三原市
尾道市	社会福祉課	〒722-8501 尾道市久保一丁目 15-1 0848-38-9122	尾道市
福山市	障がい福祉課	〒720-8501 福山市東桜町 3-5 084-928-1261	福山市
府中市	福祉課	〒726-8601 府中市府川町 315 0847-43-7148	府中市
三次市	社会福祉課	〒728-8501 三次市十日市中二丁目 8-1 0824-65-2051	三次市
庄原市	社会福祉課	〒727-8501 庄原市中本町一丁目 10-1 0824-73-1210	庄原市
大竹市	福祉課	〒739-0692 大竹市小方一丁目 11-1 0827-59-2146	大竹市
東広島市	障害福祉課	〒739-8601 東広島市西条栄町 8-29 082-420-0180	東広島市
廿日市市	障害福祉課	〒738-8501 廿日市市下平良一丁目 11-1 0829-30-9152	廿日市市
安芸高田市	社会福祉課	〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田 791 0826-42-5615	安芸高田市
江田島市	社会福祉課	〒737-2297 江田島市大柿町大原 505 0823-43-1638	江田島市
府中町	福祉課	〒735-8686 安芸郡府中町大通三丁目 5-1 082-286-3161	府中町
北広島町	福祉課	〒731-1595 山県郡北広島町有田 1234 050-5812-1851	北広島町
大崎上島町	福祉課	〒725-0401 豊田郡大崎上島町木江 4968 0846-62-0301	大崎上島町
世羅町	福祉課	〒722-1192 世羅郡世羅町本郷 947 0847-25-0072	世羅町
神石高原町	保健福祉課	〒720-1522 神石郡神石高原町小島 2025 0847-89-3335	神石高原町

施設系サービス：療養介護，生活介護，施設入所支援，自立訓練（機能訓練），
自立訓練（生活訓練），就労移行支援，就労継続支援A型，
就労継続支援B型，就労定着支援，自立生活援助

担当窓口		所在地 電話番号	所管区域
県	障害者支援課	広島県電子申請システムで受け付けています。 〒730-8511 広島市中区基町 10-52 082-513-3158	広島市，呉市及び福山市を除く全区域
広島市	障害自立支援課	〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6-34 082-504-2841	広島市
呉市	福祉保健課 指導監査室	〒737-8501 呉市中央四丁目 1-6 0823-25-3132	呉市
福山市	障がい福祉課	〒720-8501 福山市東桜町 3-5 084-928-1261	福山市

相談系サービス：一般相談支援事業，特定相談支援事業，障害児相談支援事業

担当窓口		所在地 電話番号	所管区域
県	西部厚生環境事務所 厚生課 (一般相談支援事業のみ)	広島県電子申請システムで受け付けています。 〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目 2-68 0829-32-1181 (代表)	坂町，安芸太田町
広島市	障害自立支援課	〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6-34 082-504-2841	広島市
呉市	福祉保健課 指導監査室	〒737-8501 呉市中央四丁目 1-6 0823-25-3132	呉市
竹原市	健康福祉課	〒725-8666 竹原市中央五丁目 1-35 0846-22-2946	竹原市
三原市	社会福祉課	〒723-8601 三原市港町三丁目 5-1 0848-67-6060	三原市
尾道市	社会福祉課	〒722-8501 尾道市久保一丁目 15-1 0848-38-9122	尾道市
福山市	障がい福祉課	〒720-8501 福山市東桜町 3-5 084-928-1208	福山市
府中市	福祉課	〒726-8601 府中市府川町 315 0847-43-7148	府中市
三次市	社会福祉課	〒728-8501 三次市十日市中二丁目 8-1 0824-65-2051	三次市
庄原市	社会福祉課	〒727-8501 庄原市中本町一丁目 10-1 0824-73-1210	庄原市
大竹市	福祉課	〒739-0692 大竹市小方一丁目 11-1 0827-59-2146	大竹市
東広島市	障害福祉課	〒739-8601 東広島市西条栄町 8-29 082-420-0180	東広島市
廿日市市	障害福祉課	〒738-8501 廿日市市下平良一丁目 11-1 0829-30-9152	廿日市市
安芸高田市	社会福祉課	〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田 791 0826-42-5615	安芸高田市

江田島市	社会福祉課	〒737-2297 江田島市大柿町大原 505 0823-43-1638	江田島市
府中町	福祉課	〒735-8686 安芸郡府中町大通三丁目 5-1 082-286-3161	府中町
海田町	社会福祉課	〒736-8601 安芸郡海田町上市 14-18 082-823-9207	海田町
熊野町	社会福祉課	〒731-4292 安芸郡熊野町中溝一丁目 1-1 082-820-5605	熊野町
坂町	民生課※ (一般相談支援事業を除く。)	〒731-4393 安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目 1-1 082-820-1505	坂町
安芸太田町	健康福祉課※ (一般相談支援事業を除く。)	〒731-3622 山県郡安芸太田町大字下殿河内 236 0826-25-0250	安芸太田町
北広島町	福祉課	〒731-1595 山県郡北広島町有田 1234 050-5812-1851	北広島町
大崎上島町	福祉課	〒725-0401 豊田郡大崎上島町木江 4968 0846-62-0301	大崎上島町
世羅町	福祉課	〒722-1192 世羅郡世羅町本郷 947 0847-25-0072	世羅町
神石高原町	保健福祉課	〒720-1522 神石郡神石高原町小島 2025 0847-89-3335	神石高原町

第3 指定に係る手続きの概要

1 指定の要件

次に該当する場合は、障害福祉サービス事業者及び障害者支援施設の指定を受けられません。

- ① 申請者が、法人でないとき（ただし、療養介護または短期入所（病院又は診療所において行うものに限る。）については、この限りではない。）
- ② 指定障害福祉サービス事業者又は障害者支援施設の従業員の知識及び技能並びに人員が、県の条例で定める基準を満たしていないとき
- ③ 申請者が、県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業又は障害者支援施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害福祉サービス事業又は障害者支援施設の運営をすることができないと認められるとき
- ④ 申請者が、禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき
- ⑤ 申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき
- ⑥ 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ⑦ 申請者が、指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき
- ⑧ 申請者と密接な関係を有する者が、指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していないとき
- ⑨ 申請者が、指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に事業の廃止の届出をした者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき
- ⑩ 申請者が、都道府県知事又は市町村長による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に事業の廃止の届出をした者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき
- ⑪ ⑨に規定する期間内に事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員等又は当該届出に係る法人でない者の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき
- ⑫ 申請者が、指定の申請前5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき
- ⑬ 申請者が、法人で、その役員等のうちに④から⑦まで又は⑨から⑫までのいずれかに該当する者のあるものであるとき
- ⑭ 申請者が、法人でない者で、その管理者が④から⑦まで又は⑨から⑫までのいずれかに該当する者であるとき

2 指定基準について

指定障害福祉サービス事業者等は、県条例、規則（一般相談支援事業は、省令）でサービス種別毎に定められている人員、設備及び運営に関する基準等を満たす必要がありますので、十分な理解が必要です。サービス毎の人員・設備基準については別紙にまとめておりますので、参考にしてください。

基準を定める条例等は次のとおりです。

【指定基準】

サービス種別	指定基準条例，規則，省令	関係解釈通知
指定障害福祉サービス 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援 短期入所 共同生活援助 療養介護 生活介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型 就労定着支援 自立生活援助	①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第63号） ②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年規則第8号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
障害者支援施設	①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第64号） ②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年規則第9号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成19年障発第0126001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
一般相談支援事業 （地域移行支援，地域定着支援）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年障発0330第21号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

（参考）

- ・ 条例や規則を知るには（広島県ホームページ）
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/6/1176872968698.html>
- ・ 厚生労働省法令等データベースサービス（厚生労働省ホームページ）
<https://www.mhlw.go.jp/hourei/>

【報酬の算定基準等】

サービス提供に係る報酬等については、国の報酬告示や報酬解釈通知等で算定要件が定められていますので、各事業者において十分な理解が必要です。

区 分		報酬告示	留意事項通知
指定障害福祉サービス	居宅介護	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
	重度訪問介護		
	同行援護		
	行動援護		
	重度障害者等包括支援		
	短期入所		
	共同生活援助		
	療養介護		
	生活介護		
	施設入所支援		
	自立訓練（機能訓練）		
	自立訓練（生活訓練）		
	就労移行支援		
	就労継続支援A型		
就労継続支援B型			
就労定着支援			
自立生活援助			
一般相談支援事業		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）	

※その他、国から各種通知（障害福祉サービス等に関するQ&A等）が出ています。

3 新規指定申請

障害福祉サービス事業を行うには「指定障害福祉サービス事業者」の指定を、障害者支援施設を行うには「指定障害者支援施設」の指定を、それぞれ知事から受ける必要があります。指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設（以下「事業者等」という。）の指定を受けようとする者は、第4により指定申請を行ってください。

4 既存の事業所に新たなサービスを追加する場合

指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型の事業、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定保育所等訪問支援のうちいずれかの事業で指定を受けており、追加して上記のサービスを一体的に実施しようとする場合の手続きは、新規指定申請に準じます。

なお、当該事業が追加して指定された場合は、多機能型事業所となります。

例) 指定生活介護事業所として指定を受けている事業所において、新たに指定就労継続支援B型を開始しようとする場合は、就労継続支援B型の指定申請を新たに行う必要があります。当該事業所が就労継続支援B型の指定を受けた場合は、指定生活介護と就労継続支援B型を行う多機能型事業所となります。

5 変更の届出等

(1) 変更

事業者等は、指定後に管理者・サービス管理責任者の変更等の指定申請した内容に変更があったときは、変更後 10 日以内に知事に届け出なければなりません。

また、介護給付費等の請求に関する事項について、新たに加算等を算定する場合には、変更の届出が毎月 15 日以前になされた場合には翌月から、16 日以降になされた場合には翌々月から算定を開始することになるため注意してください。

変更内容ごとの提出期限等の詳細は、17 ページ以降に記載していますので、確認してください。

(2) 廃止、休止等

事業者等は、事業を廃止又は休止しようとする場合は、その廃止又は休止の 1 月前までに知事に届け出なければなりません。また、休止した事業を再開したときは、再開後 10 日以内に知事に届け出なければなりません。

6 指定の更新

事業者等の指定は、6 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失います。

7 指定の取消し等

事業者等が県の条例で定める基準を満たさない場合には、指定又は更新は受けられません。

事業者等が基準に違反することが明らかになった場合、勧告、命令等の手続きを経て、指定の取消し又は指定の効力の全部（一部）の停止を行うことがあります。

また、重大な基準違反があった場合は、直ちに指定の取消し又は指定の効力の全部（一部）の停止を行うことがあります。

8 公示

次に掲げる場合には、県ホームページに掲載し、公示します。

- ① 事業者等の指定をしたとき
- ② 指定障害福祉サービス事業等の廃止の届出があったとき
- ③ 事業者等に対し勧告に従うよう命令をおこなったとき
- ④ 事業者等の指定を取り消したとき

第4 新規指定の流れ

※就労継続支援 A 型事業所の指定を受けようとする場合は、指定申請の流れが一部異なりますので11ページをご覧ください※

1 新規指定の流れ（就労継続支援 A 型以外のサービス）（例：9月1日指定の場合）

※早期に申請書類が揃った場合には、指定日を早めることも可能です。

時期	県障害者支援課所管サービス	県西部厚生環境事務所所管サービス
指定日の 3か月前まで (5月31日まで)	○事前資料の提出 ↓ ○事前協議の実施 (事業計画書の内容が不十分、又は提出書類が不足する場合は、指定日を翌月以降とする。)	
指定日の 2か月前まで (6月30日まで)	○指定申請書の提出① ↓ ○指定申請書の修正	○事前協議の実施 (事業計画書の内容が不十分、又は提出書類が不足する場合は、指定日を翌月以降とする。)
指定日の 1か月前まで (7月31日まで)	○指定申請書の再提出② (事業計画書の内容が不十分、又は提出書類が不足する場合は、指定日を翌月以降とする。)	
指定日の 前月10日まで (8月10日まで)		○指定申請書の提出 (書類が不足する場合は、指定日を翌月以降とする。)
指定日まで (9月1日まで)	○審査 ↓※指定要件を満たした場合 ○事業所番号の付番 ○指定指令書の送付	○審査 ↓※指定要件を満たした場合 ○事業所番号の付番 ○指定指令書の送付

(1) 事前協議

受付時期	指定日の3か月前まで（※県西部厚生環境事務所所管サービスは2か月前まで）
提出書類	事前協議資料一式 (広島県電子申請システムからダウンロードしてください。)
提出方法	広島県電子申請システム 提出場所は次の県のホームページを参照してください。 県トップページ > 組織で探す > 健康福祉局 > 障害者支援課 > 障害福祉サービス等事業者に関する情報 > 届出・申請方法 > 障害者 (https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/shidoukensa/1216343781082.html)
協議方法	オンライン協議（ZOOM等）で実施 (※県西部厚生環境事務所所管サービスは来庁による協議)
注意事項	※事前に電話で日時等の調整を行ってください。 ※事前協議当日は、①法人役員又は管理者（予定者）等、事業の全容を把握している者及び②サービス管理責任者（予定者）が参加してください。 ※事前協議資料一式は、電子申請システムの提出場所と同じ場所に掲載しています。

(2) 指定申請書の提出

提出期限	県西部厚生環境事務所所管サービス	指定日の前月 10 日まで (例) 9月1日指定の場合、 提出・補正期限※は、 8月10日 となります。
	県障害者支援課所管サービス	指定日の2か月前まで (例) 9月1日指定の場合、 提出期限は、 6月30日 となります。 補正期限※は、 7月31日 までとなります。
提出書類	広島県電子申請システム掲載の提出書類一式を参照	
提出方法	広島県電子申請システム 提出場所は次の県のホームページを参照してください。 県トップページ > 組織で探す > 健康福祉局 > 障害者支援課 > 障害福祉サービス等事業者に関する情報 > 届出・申請方法 > 障害者 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/shidoukensa/1216343781082.html	
指定日	事業者等の指定は、 月1回毎月1日付けの指定 となります。	
注意事項	※多くの場合、申請書類を審査する過程で、書類の修正や追加等の補正が必要になります。 <u>申請書類の補正が補正期限までに間に合わない場合は、指定日が1か月単位で遅れることとなりますので、注意してください。</u> このため、日程に余裕を持って早めの申請が必要です。	

(3) 審査・事業者指定

指定申請書を受理した後、関係法令に照らして審査を行い、指定要件を満たすものと判断した場合にのみ、指定を行います。指定に当たっては、指定日や事業所番号が記載された指令書を交付しますので、大切に保管してください。

また、指定された事業者等の情報については、県ホームページ等に掲載します。

※就労継続支援 A 型事業所の指定について

○ 広島県では、平成 29 年度に発生した就労継続支援 A 型事業所の経営破たんを受け、平成 30 年 12 月に広島県障害者自立支援協議会においてまとめられた再発防止に向けた取り組みへの提言を踏まえ、A 型事業所の新規指定申請（定員増の変更申請を含む。）時の事業計画及び指定取り消し検討時の経営改善の見込みなどについて、専門的な意見を聴取するため、「A 型事業所の指定等に係る専門家会議（以下「専門家会議」という。）」を設置しています。

そのため、他のサービスと比較し、事前協議から指定までの期間が長くなりますのでご注意ください。

2 事業者指定の流れ（就労継続支援 A 型の場合）（例：9 月 1 日指定の場合）

※早期に申請書類が揃った場合には、指定日を早めることも可能です。

時期	県障害者支援課
指定日の 5 か月前まで (3 月 31 日まで)	○事前協議の資料提出 ↓ ○事前協議の実施
指定日の 3 か月前まで (5 月 31 日まで)	○専門家会議に向けた資料の提出 (事業計画書等の内容が不十分、又は提出書類が不足する場合は、指定日を翌月以降とする。)
指定日の 2 か月前まで (6 月 30 日まで)	○専門家会議の実施 ↓ ○事前協議結果通知
指定日の 1 か月前まで (7 月 31 日まで)	○指定申請書の提出 (書類が不足する場合は、指定日を翌月以降とする。)
指定日まで (9 月 1 日まで)	○審査 ↓※指定要件を満たした場合 ○事業所番号の付番 ○1 日付け指定指令書の送付

(1) 事前協議

受付時期	指定日の 5 か月前まで
提出書類	事前協議資料一式 (広島県電子申請システムからダウンロードしてください。)
提出方法	広島県電子申請システム 提出場所は次の県のホームページを参照してください。 県トップページ > 組織で探す > 健康福祉局 > 障害者支援課 > 障害福祉サービス等事業者に関する情報 > 届出・申請方法 > 障害者 (https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/shidoukensa/1216343781082.html)
協議方法	オンライン協議 (ZOOM 等) で実施
注意事項	※事前に電話で日時等の調整を行ってください。 ※事前協議当日は、法人役員又は管理者 (予定者) 等、事業の全容を把握している者が参加してください。 ※事前協議資料一式は、電子申請システムの提出場所と同じ場所に掲載しています。

(2) 専門家会議の実施

受付時期	指定日の2か月前まで
実施方法	オンライン協議（ZOOM等）で実施
注意事項	※専門家会議当日は、①法人役員又は管理者（予定者）等、事業の全容を把握している者及び②サービス管理責任者（予定者）が参加してください。 ※当日はプレゼンテーションを行っていただきます。

(3) 指定申請書の提出

提出期限	指定日の1か月前まで (例) 9月1日指定の場合、 提出期限は、 7月31日 となります。
提出書類	広島県電子申請システム掲載の提出書類一式を参照
提出方法	広島県電子申請システム 提出場所は次の県のホームページを参照してください。 県トップページ > 組織で探す > 健康福祉局 > 障害者支援課 > 障害福祉サービス等事業者に関する情報 > 届出・申請方法 > 障害者 (https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/shidoukensa/1216343781082.html)
指定日	事業者等の指定は、 月1回毎月1日付けの指定 となります。
注意事項	多くの場合、申請書類を審査する過程で、書類の修正や追加等の補正が必要になります。 <u>申請書類の補正が提出期限までに間に合わない場合は、指定日が1か月単位で遅れることとなりますので、注意してください。</u> このため、日程に余裕を持って早めの申請が必要です。

(4) 審査・事業者指定

指定申請書を受理した後、関係法令に照らして審査を行い、指定要件を満たすものと判断した場合にのみ、指定を行います。指定に当たっては、指定日や事業所番号が記載された指令書を交付しますので、大切に保管してください。

また、指定された事業者等の情報については、県ホームページ等に掲載します。

3 注意事項

(1) 法人の定款の変更等について

指定を受ける際には、法人の事業として障害福祉サービス事業または障害者支援施設を行うことが定款に明記されている必要がありますので、定款に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業」等の文言を入れたうえ、法人登記をしてください。

(2) 市町意見書について

障害者総合支援法第 36 条の第 5 項または第 38 条の第 2 項により、特定障害福祉サービス（生活介護、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型）及び障害者支援施設については、各市町及び広島県の障害福祉計画に定める必要量を勘案して指定することとしています。

広島県においては、指定申請の際に事業所等の新規開所の必要性について設置する市町からの意見書の写しの提出を求めていますので、広島県への事前協議の前に、必ず市町の支給決定を担当する部署に事業所・施設の設置を計画している旨を連絡し、障害者支援の供給状況を確認してください。

(3) 他法令上の手続きについて

障害福祉サービス事業等を開始する場合、事業者等の指定を受けること以外にも事業開始の前に所管する行政機関に対し、その他の法令上の手続きを必要とするものがあります（事業者等の指定を受けたことにより、これらのその他の法令上の手続きが終わったことにはなりません。）。必要な手続きについては、事業者等により異なるため、詳細については、それぞれ所管する行政機関に確認してください。

【確認が必要な他法令の例】

建築基準法に適合していることの確認	事業所として使用する物件については、建築基準法上の要件を満たす必要があります。また、事業所が一定の面積を超える場合には用途変更が必要な場合がありますので、市町の建築基準法の管轄の部署に事前にご確認ください。また、物件が新耐震基準を満たしているかどうかご確認ください。
都市計画法に適合していることの確認	都市計画法上障害福祉サービス事業等を運営することが認められている地域かどうか（市街地調整区域の場合は特に注意が必要）市町の都市計画法の担当部署に事前にご確認ください。
消防法に適合していることの確認	事業所として使用する物件が、消防法に適合しているかどうかを確認する必要があります。一定の防火化、難燃化を行っているか、消防計画の作成・届出（一定の規模以上の事業所の場合）が必要かどうか等、事前に管轄の消防署にご確認ください。

(4) 障害福祉サービス事業等の開始届出について

障害福祉サービス事業等を開始する場合は、指定申請以外に、あらかじめ知事に事業の開始について届け出る必要がありますので、「障害福祉サービス事業等開始届出書」（細則様式第 20 号）を本申請書類と一緒に電子申請システムで提出してください。（事業の開始届出が受理されていない場合、事業者等の指定はできませんので、指定申請に合わせて、事業の開始届出を行ってください。）。

(5) 業務管理体制の整備について

指定障害福祉サービス事業者等において、不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正化を図るための体制が整備されているか確認するため、指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた事業者等は、業務管理体制の整備と届出が義務付けられています。新規に障害福祉サービス事業等

を開始する場合は、法人内で法令遵守を徹底する法令遵守責任者を決定し、届け出てください。
詳細については、次の県のホームページを参照してください。

県トップページ> 組織で探す>健康福祉局>障害者支援課>障害福祉サービス等事業者に関する情報> 届出・申請方法 > 業務管理体制

(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/shidoukensa/gyoumukanritaiseiseibi.html>)

(6) 福祉・介護職員処遇改善加算等の届出について

福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算又は福祉・介護職員等特定処遇改善加算を算定する場合は、別に届出が必要になります。すでに処遇改善加算を算定している法人において、事業所の追加指定を受ける場合も、「福祉・介護職員処遇改善計画書」の変更が必要になります。算定する月の前々月の末日までに「福祉・介護職員処遇改善計画書」を電子申請システムに提出してください。

詳細については、次の県のホームページを参照してください。

県トップページ>組織で探す>健康福祉局>障害者支援課>障害福祉サービス等事業者に関する情報> 届出・申請方法 > 処遇改善（計画書・実績報告書）

(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/shidoukensa/r02-syogukaizen-todoke.html>)

第5 指定後の手続き

(1) 障害介護給付費等の請求

介護給付費，訓練等給付費（以下「障害介護給付費等」という。）の報酬の請求は，国民健康保険中央会が提供する，障害者総合支援電子請求受付システムを用いた電子請求になります。

パソコンの設置やインターネット接続等の準備とともに，請求方法や受領する振込先口座等をあらかじめ広島県国民健康保険団体連合会に届け出ることとなっています。

問 合 せ 先			
請求方法に関すること	広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課 〒730-8503 広島市中区東白島町 19 番 49 号 国保会館 電 話 082-554-0782 F A X 082-511-9126 http://www.hiroshima-kokuhoren.or.jp/business/welfare.html		
障害者総合支援電子請求受付システムの入力方法等に関すること	国保中央会 障害者総合支援電子請求ヘルプデスク 電 話 03-5911-1559 F A X 03-5911-1599 E-mail mail@e-seikyuu-help.jp (受付時間)・毎月 1 日～10 日 <table border="0"><tr><td>平 日 10:00～19:00</td></tr><tr><td>土曜日 10:00～17:00</td></tr></table> ・毎月 11 日～月末 平 日 10:00～17:00 https://www.jshien.e-seikyuu.jp/jiritsu/faq.html	平 日 10:00～19:00	土曜日 10:00～17:00
平 日 10:00～19:00			
土曜日 10:00～17:00			

(2) 障害福祉サービス等情報公表制度への登録

障害福祉サービス等事業を実施する事業者等は，運営する事業所等の情報を県が定める期日までに，独立行政法人福祉医療機構が運営する障害福祉サービス等情報公表システムを通じて県に報告することが義務付けられています。

指定後，県から登録の案内をメールで送付していますので，「WAM NET」に登録し，速やかに情報公表システムへ入力してください。

● 障害福祉サービス等情報公表制度について

詳細については，次の県のホームページを参照してください。

[県トップページ](https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/shidoukensa/jouhoukyouhyou.html)>組織で探す>健康福祉局>障害者支援課>障害福祉サービス等事業者に関する情報>届出・申請方法>質の向上・情報公開制度>障害福祉サービス等情報公表制度について

(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/shidoukensa/jouhoukyouhyou.html>)

第6 非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施について

障害福祉サービス事業所等は，非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施について，次のとおり基準条例により，義務付けられています。（短期入所及び共同生活援助以外の居宅系サービスを除く。）

- ① 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに，非常災害に関する具体的計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し，それらを定期的に従業員に周知しなければならない。
- ② 非常災害に備えるため，定期的に避難，救出その他必要な訓練を行わなければならない。
水防法・土砂災害防止法の改正により，洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者

利用施設について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施が義務化されました。(改正前は努力義務)〔平成 29 年 5 月 19 日公布。3 か月以内に施行〕

(1) 土砂災害危険箇所について

土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域については、「土砂災害ポータルひろしま」で、確認できます。

【土砂災害ポータルひろしま】

<http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

(2) 洪水時の浸水想定区域について

降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域については、「洪水ポータルひろしま」で、確認できます。

【洪水ポータルひろしま】

<http://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

(3) 南海トラフ地震防災対策計画について

「南海トラフ地震に係る防災対策の推進に関する特別措置法」により、津波による浸水が 30 cm 以上と想定される区域において、不特定多数の者が出入りする施設又は事業者は、あらかじめ、当該施設又は事業毎に、津波からの円滑な避難の確保に関する事項などを定めた「南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）」を作成し、県知事又は市町消防に届出ることが義務付けられています。（対策計画の様式、作成例は、広島県のホームページに掲載しています。）

津波浸水想定図は、「高潮津波災害ポータルひろしま」の「津波浸水想定図」で、確認できます。

【高潮・津波災害ポータルひろしま】

<http://www.takashio.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

【対策計画の様式、作成例のホームページの掲載場所】

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/4/taisakukeikaku.html>

第7 指定の変更・廃止・休止、指定更新について

1 変更事項と提出時期一覧

変更事項		事前連絡	提出期限	届出種別
事業所の所在地を変更(移転)	広島県所管市町内の移転(同一市町内での移転)	必要	変更後10日以内に届出 (平面図は変更日の1か月前までに送付する)	変更届
	広島県所管市町内の移転(市町をまたぐ移転)	必要	変更後10日以内に届出※1 (平面図は変更日の1か月前までに送付する)	変更届
	広島県所管外の市町村への移転	不要	移転する日の1か月前までに廃止の届出 (別途移転先所管庁へ新規申請手続が必要)	廃止届
設備概要・建物の構造の変更		必要	変更後10日以内に届出 (平面図は変更日の1か月前までに送付する)	変更届
利用定員の変更	増加※2	必要	変更する日の1か月前までに提出	変更申請書
	減少	必要	変更後10日以内に提出	変更届
加算に関する変更※3	追加	不要	算定しようとする月の前月15日までに届出 ⇒ 翌月1日から算定	体制届
	削除	不要	加算等が算定されなくなる状況が明らかになったときに速やかに届出	体制届
事業所の休止		必要	休止する日の1月前までに届出	休止届
事業所の再開		必要	事業を再開した時から10日以内に届出	再開届
事業所の廃止		必要	廃止する日の1か月前までに届出	廃止届
上記以外の変更事項		不要	変更日から10日以内	変更届
職員の交代・増減のみ		—	加算に影響しない従業員の交代や増減の場合はその都度の届出を提出していただく必要はありません。ただし、運営規程に変更がある場合は、変更届を提出してください。	

※1 生活介護，就労継続支援A・B型，施設入所支援については，移転先の市町から意見書を取得する必要があります。

※2 生活介護，就労継続支援A・B型，施設入所支援のみ事前協議が必要です。その他のサービスについては，事前連絡をした後，変更予定日の前月15日までに変更届を提出してください。また，就労継続支援A型については，専門家会議の開催が必要になりますので，申請手続きは11ページを参照してください。

※3 福祉・介護職員処遇改善加算等の手続きは14ページを参照してください。

★ 書類の提出先

上記書類の提出場所及び提出書類一式は、次の県のホームページを参照してください。

県トップページ> 組織でさがす>健康福祉局>障害者支援課>障害福祉サービス等事業者に関する情報> 届出・申請方法 >障害者

(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/shidoukensa/1216343781082.html>)

なお、届出については、届出書類を基に審査を行い、要件を満たしている場合に初めて受理されたことになるので注意してください（届出書類が提出されていても誤りや不備があり補正が必要な場合は、届出がされたものとは認められません。）。

2 加算に関する変更の注意点

新たに加算を算定しようとする月の**前月 15 日までに届出を提出**した場合には、**翌月 1 日から算定可能**です。**16 日以降に届出が提出された場合は翌々月からの算定となります。**

また、届け出ている障害介護給付費等の算定内容とは異なる、又は算定要件を満たさない誤った算定内容で請求し、支払を受けた場合は、過剰額の返還を求めます。このため、請求内容及び算定要件は十分に確認してください。

事 由	算定開始時期
新規に指定を受ける事業所が各種加算等を算定する場合	指定申請書と同時に届出があった場合には、指定を受ける月から
新たに各種加算等を算定する場合及び加算等（算定される単位数が増える場合に限る。）の届出内容が変更となる場合	届出が毎月 15 日以前にあった場合には翌月 1 日から、16 日以降にあった場合には翌々月 1 日から
加算等が算定されなくなる状況が生じた場合、又は人員欠如等による減算の算定が明らかな場合等 ※速やかにその旨を届出する必要があります。	加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定は行えません。

3 合併・事業譲渡等の場合の注意点

事業者の指定は、申請した事業者（法人）に対して事業所ごとに行うものであり、当該法人が消滅する場合（吸収合併を含む）には、廃止届の提出が必要になります。合併先の法人等が当該事業を引き続き行う場合には改めて新規指定の手続きが必要です。事業譲渡を行う場合にも、譲渡会社が事業の廃止手続きを行い、譲受会社が新規指定の手続きを行う必要があります。新規指定手続きにおいては、事前協議を開所予定日の3か月前までに行う必要がありますので、計画的に準備を進めてください。

4 指定更新について

指定更新に係る申請は、「指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業者指定（更新）申請書（細則様式第1号の4）」により行います。

指定の有効期間の満了日の翌日の2か月前までに、指定の更新に係る申請書類一式を電子申請システムに提出してください。

指定の有効期間の満了日の翌日の1か月前までに、指定の更新に係る申請書類の補正が完了しておく必要があります。

指定更新に係る提出書類は、新規指定申請に準じます。新規指定申請時から内容に変更がない書類

についてもすべて再度提出してください。指定の有効期間満了日は、指定時の指令書に記載されています。指定更新に係る申請がされない場合、有効期間満了日をもって指定の効力がなくなりますので、指令書の有効期間満了日をよく確認し、指定更新に係る申請もれがないよう注意してください。

5 指定の取消しについて

事業者等が基準に違反することが明らかになった場合には、相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名又は施設の設置者名、勧告に到った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、正当な理由が無く、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期間を定めて当該勧告に係る措置を採るよう命令することがあります。

知事の指導等の対象となり、この指導等に従わない場合には、当該指定を取り消すことがあります。

命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正な障害福祉サービス事業等が行われていることが判明した場合、当該障害福祉サービス事業等に関する介護給付費等の請求を停止させること等）があります。

また、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部もしくは一部の効力を停止することがあります。

- ① 次に掲げるときその他の事業者等が自己の利益を図るために基準に違反したとき
- ・ 指定障害福祉サービス等の提供に際して、利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき
 - ・ 一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者又はその従業者に対し、利用者またはその家族に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき
 - ・ 一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者又はその従業者から、利用者またはその家族に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を収受したとき
- ② 利用者の生命または身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
- ③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき

第8 Q & A 及び問い合わせ先

1 障害福祉サービス事業等に係る Q&A

過去に障害福祉サービス事業所等から広島県に質問のあった事項について、広島県ホームページに Q&A 集として掲載していますので、問い合わせ前に一度確認してください。

県HP トップページ > 組織でさがす > 健康福祉局 > 障害者支援課 > 事業者の方へ > Q & A ・ 質問票 > 障害福祉サービス等に係る県 Q & A 及び県への照会方法について

(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/shidoukensa/sisetu-shoukaihouhou.html>)

2 問い合わせ先

事業所新規開所の相談 (電話照会)	広島県障害者支援課指導検査グループ 電話 082-513-3158
既存の事業所に関する相談 (メール照会)	広島県障害者支援課指導検査グループ 質問用紙： https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/life/783123_7682946_misc.xlsx メール宛先： fusyoushitsumon@pref.hiroshima.jp (障害福祉サービス質問受付窓口)

※問い合わせに対する回答の正確性の確保及び、Q&A 集作成のため、既存の事業所の変更届や人員配置及び加算等に関する質問はメールで照会してください。